

賛成討論

農業用水路やため池、井堰等の土地改良施設は、農業・農村の持続的な発展に欠くことのできないものであることは言うまでもなく、県土の防災対策や豊かな自然環境の保全など、多面的な役割を担う重要な施設であります。

しかしながら、県内では主に昭和 40 年代からその整備が行われたため、各所で、老朽化や機能低下が著しく、農業生産効率の低下はもとより、防災面においても大いに不安をもたらしているところです。

このような状況下で、本年度の農業農村整備対策に係る本県への補助金等は今定例会で議決された補正予算を加えても 38.1 億円と必要とする額の7割に満たない状況です。

しかも、そのうち 14.6 億円は国において昨年度から繰越された予算において対応されており、これを除けば充足率は約4割に過ぎません。

一方、来年度の国の予算についてみると、概算要求ベースでは、農業農村整備事業予算は 2,241 億円と今年度に比較して約5%の増となっておりますが、増額部分は国営事業が中心で、地方公共団体向けの補助金が減額されることは避けられない状況です。

また、農山漁村地域整備交付金については、新成長戦略費の充当も見込んで、やっと、今年度同額に留まっています。

このような国の概算要求の状況や、来年度は今年度のように国の繰越予算による対応が望めないことなどを踏まえますと、来年度、本県に割り当てられる農業農村整備事業補助金は、必要額からさらに大きく乖離することは避けられず、農業農村整備対策にかかる本県の平成 23 年度予算は、必要額の3分の 1 程度しか確保できないのではないかと危惧されます。

その結果として、老朽化や機能低下の著しい施設の維持・補修は十分に行えず、その整備に一層の遅れをもたらし、営農に支障を及ぼすにとどまらず、地域の安全・安心をも脅かすことは言うまでもありません。

そもそも、このような状況を招いた原因は、政府が今年度から農政の看板事業として、

戸別所得補償制度モデル事業を開始し、農業農村整備対策費を大幅削減したことにあります。

この補償制度対象作目の柱である米は、「猛暑の影響による品質低下」と「米あまり」、そしてこの戸別所得補償制度の補償分を見込んだ「業者等からの値下げ圧力」というトリプルパンチを受けて、制度は初年度から全く機能していない状況と言わざるを得ません。

にもかかわらず、政府は、この戸別所得補償制度の十分な検証もなく来年度はさらに事業を拡充して実施しようとしています。

農業の持続的な発展に欠くことのできない農業農村整備のための事業に対しても必要な財源を確保し、生産性が高く、安全で安心して暮らせる農村の整備が進められなければなりません。

以上、本請願に込められた地域の切実な実情を踏まえたと、県議会としても、国に対して、「老朽化した土地改良施設の保全・整備のための予算の充実」を早急に求めていくべきであります。

よって、本請願の趣旨に賛同し、「採択」を求めます。

なお、本請願については、先の農政環境常任委員会において賛成多数で採択されましたが、意見書の提出については、一部会派の反対で見送らざるを得なくなり、我が会派としては、大変残念な思いをしましたことを申し添えて、自由民主党の討論を終わります。

反対討論

日本の農村は、多様な農業の担い手が重層的に営農にいそしむことで、伝統文化や環境を守り、良好なコミュニティを維持するなど、多面的機能を備えております。こうした多面的機能による利益は農業の担い手を含む国民全体が享受するものという視点に立って、それが維持・発揮されるよう農村振興策を講じる必要があると考えています。

また、農地や農業用水については、農業生産の基盤のみならず、災害防止や水源の涵養といった機能も有しており、これらの機能を維持する観点からも、水路・ため池等の整備・保全などの取り組みの支援を行うことが重要といえます。

そうした中で、国の平成 22 年度農業関連予算においては、農業農村の基盤整備のための農山漁村地域整備交付金 1,500 億円が新規確保されたほか、平成 23 年度では、小規模農家を含めた農業者の経営安定を図り、食料自給率を向上させる「戸別所得補償制度」の本格実施を通じて農業の再生を図ることとしています。

また、平成 23 年度の農業農村整備事業予算についても、前年度比 5.2%増の 2,241 億円、農山漁村地域整備交付金も今年度並みを計上し、農業水利施設の保全管理や、戦略作物等を含むトータル面の対策強化を進めようとしています。確かに、来年度の農業農村整備事業予算は、農業水利施設の更新と排水対策といった国営事業が中心となっており、本県への補助金が、必要とする金額と乖離しているという状況は伺っております。しかしながら、農業関連予算については、昨年行われた事業仕分けにおいて、農業農村整備事業の年度内執行率が低く、翌年度への予算繰り越しが恒常的に行われてきた実態が判明しました。

このような実態を受けて、歳出予算の適正な見直しが図られたことも無視するべきではありません。

そうした中、民主党では土地改良のワーキングチームを設置したことや、今月初めの鹿野道彦農林水産大臣と全国土地改良事業団体連合会会長の会談等を踏まえ、平成 23 年度予算について、一部土地改良予算が復活する見通しになったとも聞いております。

加えて、今年度の国の補正予算においても、国内農水産物の生産拡大等に向けた効率的・持続的な生産基盤を確立するための支援として、当該交付金等の追加が進められようとしていますし、我が会派や党としても予算の増額について国に働きかけを行っているところであります。本請願の検討にあたっては、こうした予算の今後の動向も十分に注視・斟酌しながら、態度を決定していくべきと考えます。

こうしたことから、我が会派としては、常任委員会においては継続審査を主張したところでしたが、あらためて本請願を見ると、その記載は、国民の負託を受けた民主党政権が見直しを行ってきた農業の再生に向けた取り組みを否定し、『農地の放棄が進み』や、『地域農業の崩壊とともに、地域の安全・安心がたもたれなくなっている』などと断じ、その原因に

についても『農業農村整備事業の予算縮減』にのみ限定しています。

従って、こうした請願内容は、論拠が不明瞭であるとともに、具体性を欠いており、その文脈は極めて一方的・一面的であると言わざるを得ません。

加えて、先ほど申し上げましたとおり、大局的にみると、農業農村整備関連予算の状況は好転してきております。

よって我が会派は、この請願の趣旨には賛同できず、「不採択」を主張するものです。なお、我が会派としては、農業の再生に向け、必要な予算については、今後ともしっかりと国に働きかけていく所存であることを申し添えまして、討論を終えます。